

News Release

株式会社いちたかガスワン

新型コロナウイルス感染拡大に伴う お客さまに対する料金の特別措置のお知らせ(2)

このたびは新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまへご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染され闘病中の皆さまや生活等に影響を受けておられる皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。また医療機関をはじめ新型コロナウイルス最前線で従事されている方々に心より敬意を表し、深く感謝申し上げます。

弊社いちたかガスワンは政府新型コロナウイルス感染症対策本部による令和2年3月18日「生活不安に対応するための緊急措置」およびこれに基づく経済産業大臣の要請に応え、下記に該当されるお客さまに対し、お申し出により下記料金の特別措置を講じます。

1. 対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉法人北海道社会福祉協議会からの特例貸付（緊急小口資金又は総合支援資金^{※1}）を受けているお客さまで、一時的に料金の支払が困難な状況にあることをお客さまのお申し出により当社が判断したお客さま。

※1 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省の生活福祉資金貸付制度をご確認下さい。

2. 特別措置の内容

- ・LPガス・都市ガス ガス料金
- ・ガスワン灯油 灯油代金
- ・エネワンでんき 電気料金

2020年3月発行の請求分以降（3月発行請求分含む）の代金について、弊社約款等に定める支払期日を原則1か月間延長する特別措置を定めます。当措置の終了時期は状況を踏まえた上、あらためてのお知らせと致します。

3. 当措置のお申し出方法

特別措置の適用のご相談、お申込については、以下の弊社お客さまセンターまでご連絡ください。尚、お困りのお客さまにおかれましては公的支援金および給付金のご利用をお勧めいたします。詳しくは経済産業省ホームページおよび各市町村の社会福祉協議会窓口でお尋ねください。

株式会社いちたかガスワン お客さまセンター フリーコール 0120-296-365
受付時間 （月曜日～金曜日）9:00～17:00
以上

当プレスリリースに関するお問い合わせ先
株式会社いちたかガスワン
経営企画室
室長 石川 浩
TEL 011-215-1521 (代表)
<https://www.ichitaka.co.jp/>